- . 報告
- 1.政府機関訪問
- 1 1 . 経済警察 Economic Crime Investigation Division, Police Department (ECIDー警察の経済犯罪調査部門) (報告者 田中 秀樹)
- (1)日時: 2004年2月16日(月)9時15分~

ECID側出席者: Pol.Mag.Gen. Suchart Kanchanavises

ほか担当部署職員数名

- (2)調査団中嶋団長代行及びECID代表の各挨拶の後、IP犯罪の取締り活動の 概要を紹介したビデオテープを拝見した。
- (3)質疑応答内容
- (a)他の行政機関等との連携として、DIP (特許庁)に模造品の対象となる 登録状況の調査・正当権利者の確認等を行う。また、模造品の水際取締り として税関との連携も行っている。
- (b)知的所有権に関わる犯罪は主に商標権・著作権に関するものである。一般に正当権利者からの被害届によって犯罪捜査が開始される。被害届を提出する際には正当権利者であることの確認資料、保護されるべき権利についてのDIPにおける登録状況資料、模造品のサンプル等を併せて用意する。なお、被害届に添付されている証拠品の確認をした後に正当権利者に模造品の発見現場まで同行して貰うこともある。
- (c)特許権や意匠権について模造品から保護するためにはタイ国において登録されていることを要する。商標についても原則としてタイ国において登録されていることを要する。しかしながら、未登録であっても著名商標については商業利用(Commercial Utilize)に係る犯罪として、刑法典(the Penal Code)の適用による保護が可能である。保護対象たる商標の存在証拠として例えば外国で登録されていることの証拠資料等を提出する。この資料は公証(Notarization)を要する。なお、商標については正当権利者からの模造品に対する被害届の提出がなくてもECIDは独自に捜査取締りができる。
- (e)捜査手続における特許権の侵害成否・意匠や商標の類否判断に際しては、 先ず、模造品サンプルを確認の後、DIPにそれが侵害品か否かについての参 考意見の聴取を行う。通常即日に参考意見を得ることが可能である。また、 一般に模造品は品質の劣悪なものが多いので製品の品質もチェックする。 なお、侵害品が否かはDIPに参考意見を求めるが、特に類似・非類似の判断 などにおいては明確なものでないことが多い。このためECIDが最終的に判 断をすることになるが、実際には正当権利者の判断を尊重することが多い。
- (f)模造品製造者がECIDの判断に不服の場合は、民事上(Civil Action)の損

害賠償請求する形式で不服申立てをすることができる。今まで不服を申し 立てられたケースもある。

(4)質疑応答の後、模造品サンプルの紹介があった。NISSANやTOYOTAの自動車関連部品、LEVIS'のジーンズ、三菱のオイルフィルターなどがあった。藤子不二雄のドラえもんのキャラクターグッズ(筆記具)に係る模造品を紹介してくれたが、ペンギンのような格好をしていて客観的に見た場合にはドラえもんに似ていなかったように思われる。会談後に署内を案内してくれた。尋問室に案内してくれた際は見学者のためにデモンストレーションでも行っているかのように偶然にも被疑者が警察担当者から事情聴取を受けていた。